

# 大樹町水道事業経営戦略

(平成 29 年度～平成 38 年度)

平成 29 年 3 月

大樹町建設水道課

## 目次

1. 経営戦略策定の趣旨 .....	1
(1) 経営戦略の位置付け .....	1
2. 事業概要 .....	2
(1) 事業の現況 .....	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組 .....	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析（参考） .....	5
3. 将来の事業環境 .....	5
(1) 給水人口の予測 .....	6
(2) 水需要の予測 .....	6
(3) 料金収入の見通し .....	7
(4) 施設の見通し .....	7
(5) 組織の見通し .....	9
4. 経営の基本方針 .....	10
5. 投資・財政計画 .....	11
(1) 投資・財政計画 .....	11
(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明 .....	11
① 収支計画のうち投資についての説明 .....	11
② 収支計画のうち財源についての説明 .....	11
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明 .....	12
④ その他収支計画についての説明 .....	12
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	13
① 投資について検討状況等 .....	13
② 今後の財源についての考え方・検討状況 .....	13
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況 .....	13
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	14

団体名 : 大樹町  
事業名 : 水道事業  
策定日 : 平成 29 年 3 月  
計画期間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

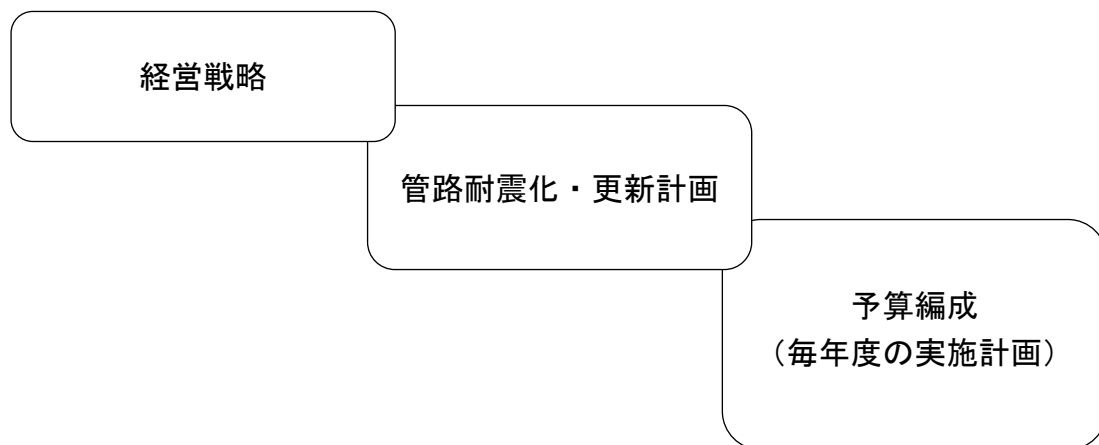
## 1. 経営戦略策定の趣旨

水道事業は、住民や事業者の皆さまへ安全かつ満足頂ける水道水を安定して供給し、なおかつ健全なる水道事業経営の実現を目指すため、水道事業を取り巻く環境の総合分析を行い、「住民のための水道（住民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道）」を実現させるため、財政収支の見通しなどを明らかにしたうえで、計画期間を 10 年間とする『大樹町水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。）を策定します。

### (1) 経営戦略の位置付け

経営戦略は、今後 10 年間の計画であり、この経営戦略を踏まえ、毎年度の予算編成を行います。

○経営戦略の位置付け



## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

(H28.3月末現在)

供用開始年月日	平成2年4月1日	計画給水人口	6,030人
法適・非適の区分	法適	現在給水人口	5,760人
		有収水量密度	0.0440 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

(H28.3月末現在)

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 320.87 km
	配水池設置数	8	
取水能力	6,764 m <sup>3</sup> /日		施設利用率 53.63%

#### ③ 料金

##### ・料金体系の概要・考え方

料金体系は、基本使用水量を設定した基本料金と、基本使用水量を超えて使用した水量に応じた超過料金を設定しています。

健全な事業経営の継続を前提として、水道施設の維持管理費や資本費などの対象経費から料金算定を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

##### ・料金改定年月日 平成26年8月26日（消費税、外税対応）

#### ○料金表

種別	区分	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
計量栓	家事用（小口）（一般家庭において生活用、園芸用等に使用するもので、1箇月の使用水量が、4 m <sup>3</sup> 以下の場合）	4	1,334	—
	家事用（一般家庭において生活用、園芸用等に使用するもので、1箇月の使用水量が、4 m <sup>3</sup> を超える場合）	8	1,905	248
	業務用（官公署、学校、病院、医院、診療所、会社事業所、福祉施設、社寺、教会、集会所、料理飲食店、旅館、ホテル、下宿業、貸間業、貸倉庫業、浴場、理容業、美容業、劇場、娯楽場、興行業、整備工場、食品加工業、卸売市場、式場、園芸業、写真現像業、クリーニング店、ガソリンスタンド、洗車場、スーパーマーケット等に使用するもの）	20	4,953	248
	営農用（農家において生活用及び営農用に使用するもの）	20	3,524	153
	工業用（工場において製造に使用するもの）	100	24,762	267
	その他（建設工事用、路面散水用、船舶用、公園、公衆便所、グラウンド、その他臨時に使用するもの）	1	—	477

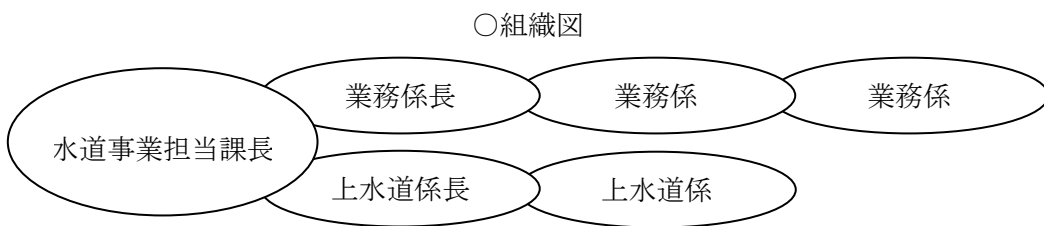
#### ④ 組織

水道事業担当課長の下、業務係及び上水道係の2係を配置しています。

業務係では主に、財政計画や資金計画の策定、予算編成とその執行及び決算等の業務のほか、水道メーター検針業務、料金徴収業務を行っています。

上水道係では主に、事業計画の策定や認可、水道施設に係る建設工事のほか維持管理や水質管理等の業務を行っています。

水道事業を担当する職員数は現在6名ですが、他業務との兼務発令により、課長職0.3、係長職1.3、係員0.9人であり、業務の遂行に苦慮している状態です。



(H29. 4. 1 現在)

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

### ① 事業の概要

大樹町は、北海道東部に位置し、東側に太平洋、西側は日高山脈に接し、中央部には広大な十勝平野が広がる総面積815.68km<sup>2</sup>の町です。

本町は、昭和3年に広尾村（現広尾町）より分村独立し、大樹村となり、昭和24年8月に忠類村を分離したのち、昭和26年4月に町制を施行、昭和30年4月には旧大樹村西部地区（生花、晩成）を編入し現在に至ります。

大樹町の水道は、過去において4簡易水道事業、1飲料水供給施設を有し、このほか大樹地区・尾田北部地区営農用水道、アイボシマ地区・晩成地区雑用水道により構成されてきました。

このうち簡易水道は、昭和41年4月に大樹町簡易水道が認可を受け、供用を開始した事に始まり、昭和45年旭浜地区飲料水供給施設・昭和48年尾田地区簡易水道・昭和51年浜大樹地区簡易水道・昭和56年生花地区簡易水道事業が各々認可を受け、その後拡張事業を経たうえで経営していましたが、平成2年4月にこれらの簡易水道、飲料供給施設、営農用水道、雑用水道を統合し、給水区域を拡張して未給水区域へも給水を行うために大樹町水道事業の変更認可を受け、さらに、平成8年には平成2年認可に対する変更認可（浅井戸水源から表流水水源への移行及び、計画給水量の増量、5,900m<sup>3</sup>/日から6,150m<sup>3</sup>/日へ）を受けました。

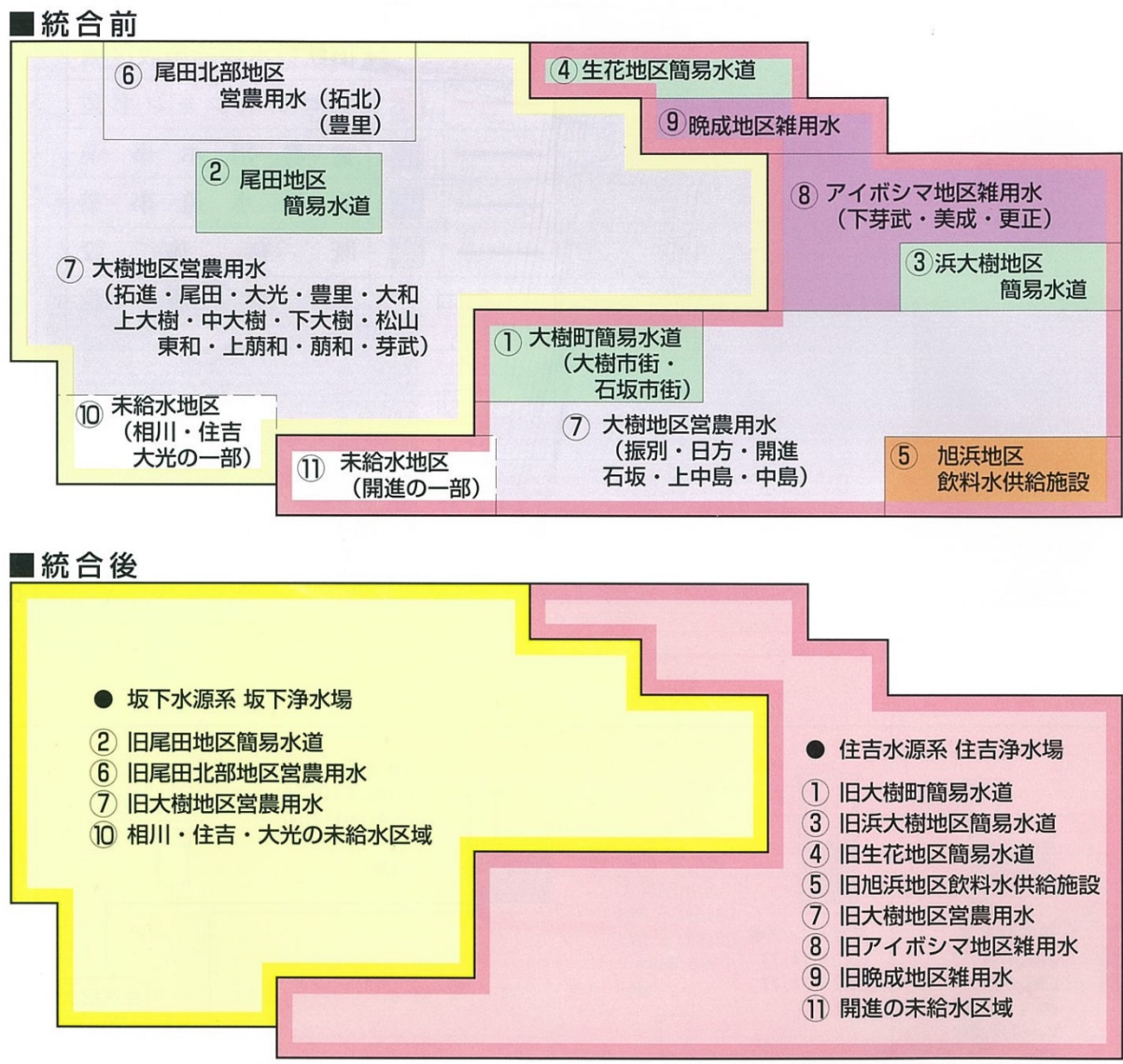
現在の水運用は、坂下水源系（普通沈殿池→緩速ろ過方式＝平成18年まで）と住吉水源系（薬品沈殿池→急速ろ過方式）の2系統で各配水区域へ送水していますが、特に坂下浄水場は、昭和49年に竣工以来30年が経過し、機器の老朽化が顕著に現れているほか、近年は原水水質の悪化が進行し、大雨時には濁度とフミン質\*由来による色度が上昇する状況

のため、取水停止を行いながら運用していました。

そのことにより、常時安定した浄水の供給を行うことを目的として、平成 17 年に大樹町水道事業認可変更の認可を受け、坂下浄水場に平成 18 年度、高度浄水前処理施設を建設し（高度浄水前処理施設→普通沈殿池→緩速ろ過方式）、平成 19 年度より使用を開始したうえで、安定した水運用をしています

※フミン質：植物などが微生物によって分解されるとき最終分解生成物で、直鎖炭化水素と多環芳香族化合物（分子量、数千から 1 万程度）の難分解性高分子化合物である。土壌と同じ褐色のフミン酸や、フルボ酸等があり腐植質ともいう。

### ○水道事業の変遷



### ② 経営健全化への取組

これまで、本町水道事業の経営健全化を図るため、管路更新の実施を道路工事と同時にやるなどといった工事手法の工夫による工事費の節減、低利な借入金への借り換えや施設更新に係る企業債借入額の抑制による公債費の縮減、さらには、水道施設の運転管理については業務委託の導入や、職員数の削減など、様々な方策によ



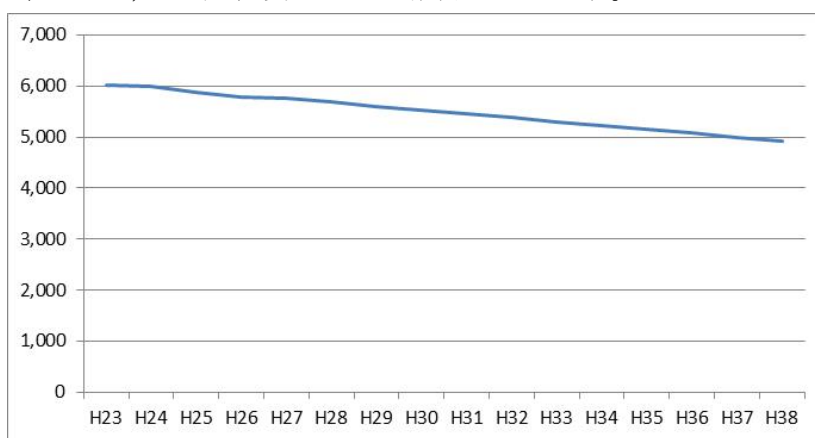
### 3. 将来の事業環境

#### (1) 給水人口の予測

本町では、昭和22（1947）年の臨時国勢調査をピークに、旧大津村西部地区の編入による一時的な増加はあったものの、昭和45（1970）年までの高度成長期に人口が大きく減少、その後一時的に横ばい状態でしたが、昭和60（1985）年以降人口減少が続いており、平成22（2010）年には5,977人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続け、平成52（2040）年には3,988人（平成22年から約33%減少）に、平成72年（2060）年には、2,822人（同約53%減少）になるものとされています。

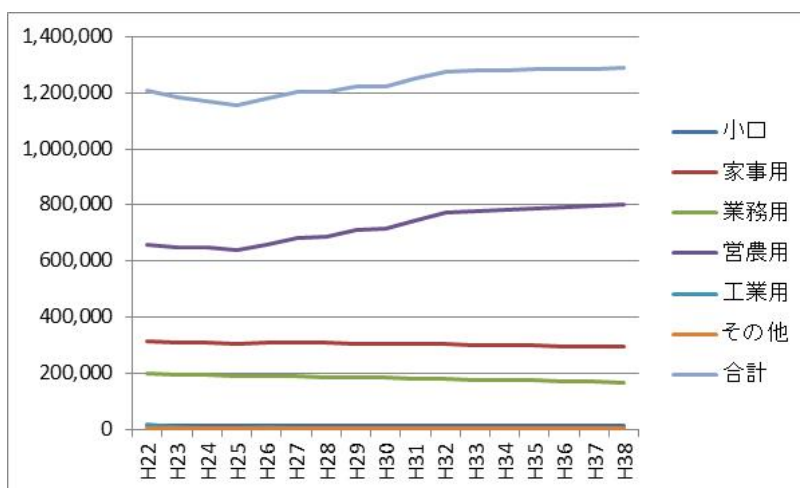
同様に、給水人口についても近年の減少傾向がこのまま推移していくものと想定した場合、平成38年には4,924人程度になると推計しています。



#### (2) 水需要の予測

本町の水需要（有収水量）は、近年は少子高齢化の進展などによる人口減少やライフスタイルの変化に加え、節水意識の高まりなどを要因として飲用水は減少傾向にありますが、一部畜産農家の法人化に加え、個人の酪農経営者も規模拡大の傾向にあり、本計画期間内における水需要は微増の傾向にあると考えられます。

一方、平成28年台風10号による断水を教訓として、水需要の多い営農用契約等の利用者では、自家水（井戸水）の利用を図る計画があることも考慮する必要があります。

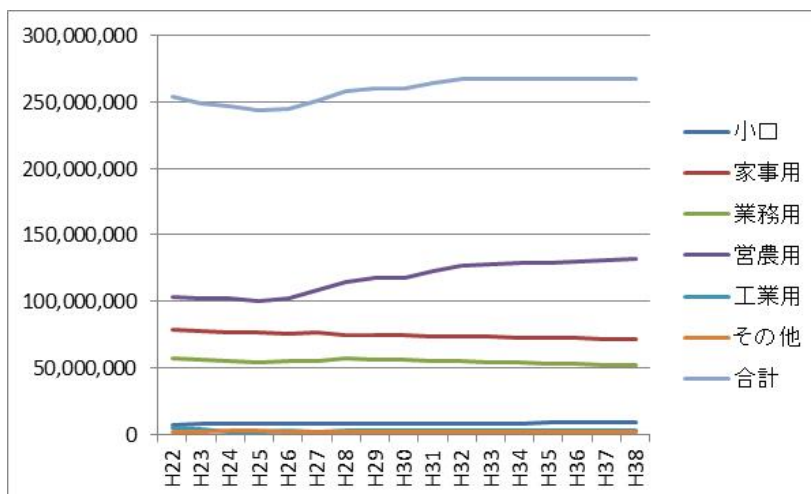




### (3) 料金収入の見通し

料金収入については、平成17年3月に大幅改定を行いました。その後は平成26年8月に消費税の取り扱いを内税から外税とすることにより、使用料の確保に努めています。

今後は、給水人口の減少に比例して料金収入も減少する見込みですが、営農用に利用される有収水量が増加の傾向となることが予想される反面、営農用の使用料は安価に設定しているため、給水収益は緩やかにではあるが増加すると考えられます。



### (4) 施設の見通し

平成28年度に、主要施設も含めた管路耐震化・更新計画を策定中ですが、計画期間中に施設の更新期は到来せず、終期に昭和40年代に布設した管路の計画定期的な更新が始まるものと見込んでいます。

#### 《浄水場施設等》

施設関連は、平成28年に策定中の管路耐震化・更新計画による、2次耐震診断実施の優先順位にもとづき、診断を実施したうえで年次計画を策定し、改築、更新を行っていくものとします。

#### 《管路》

本町の管路は統合前からの管路が多く、老朽化が進んでいるため計画的な更新が必要となっています。老朽化した施設を放置しておくと、大規模な漏水事故に繋がり、広範囲の断水が発生する恐れがあります。

漏水事故が頻繁に発生していた拓北地区などの老朽管については、平成28年度から更新に着手していますが、施設全体の管路耐震化・更新計画は平成28年度に策定し、地震等における被害を想定したうえで、病院、災害対策本部、避難所等の重要施設への給水ルートを確保するために優先順位を検討し、更新を行っていきます。なお、管路の更新にあつては、耐震管を使用することにより、地震における給水の確保を行います。

○水道管の整備延長

基準		2017 耐用年数		40	
西暦	和暦	延長	経過	西暦	和暦
1966	S 41		51		
1967	S 42		50		
1968	S 43		49		
1969	S 44		48		
1970	S 45		47		
1971	S 46		46		
1972	S 47		45		
1973	S 48		44		
1974	S 49		43		
1975	S 50		42		
1976	S 51		41		
1977	S 52		40		
1978	S 53		39		
1979	S 54		38		
1980	S 55		37		
1981	S 56		36		
1982	S 57		35		
1983	S 58		34		
1984	S 59		33		
1985	S 60		32		
1986	S 61		31		
1987	S 62		30		
1988	H 63		29		
1989	H 1		28		
1990	H 2		27		
1991	H 3		26		
1992	H 4		25		
1993	H 5		24		
1994	H 6		23		
1995	H 7		22		
1996	H 8	22,879.54	21		
1997	H 9	564.32	20		
1998	H 10	13,169.70	19		
1999	H 11	6,308.28	18		
2000	H 12	3,550.47	17		
2001	H 13	5,206.57	16		
2002	H 14	199.62	15		
2003	H 15		14		
2004	H 16		13		
2005	H 17	194.04	12		
2006	H 18		11		
2007	H 19		10		
2008	H 20		9		
2009	H 21		8		
2010	H 22		7		
2011	H 23		6		
2012	H 24	397.54	5		
2013	H 25		4		
2014	H 26	52,470.08	3		

送水管

年度	和暦	延長	経過
1966	S 41	326.00	51
1967	S 42		50
1968	S 43		49
1969	S 44		48
1970	S 45		47
1971	S 46		46
1972	S 47		45
1973	S 48		44
1974	S 49	5,461.00	43
1975	S 50	5,397.00	42
1976	S 51	4,081.00	41
1977	S 52	14,543.04	40
1978	S 53	15,536.45	39
1979	S 54	24.00	38
1980	S 55		37
1981	S 56	155.00	36
1982	S 57	1,117.00	35
1983	S 58		34
1984	S 59		33
1985	S 60		32
1986	S 61		31
1987	S 62		30
1988	H 63		29
1989	H 1		28
1990	H 2		27
1991	H 3	57.50	26
1992	H 4	1,487.12	25
1993	H 5	602.07	24
1994	H 6	4,217.21	23
1995	H 7	1,730.52	22
1996	H 8	30,717.89	21
1997	H 9	929.70	20
1998	H 10	2,919.34	19
1999	H 11	470.20	18
2000	H 12	4,046.91	17
2001	H 13	3,917.70	16
2002	H 14	3,098.75	15
2003	H 15	282.43	14
2004	H 16		13
2005	H 17	567.96	12
2006	H 18	143.70	11
2007	H 19		10
2008	H 20		9
2009	H 21		8
2010	H 22		7
2011	H 23		6
2012	H 24		5
2013	H 25		4
2014	H 26	102,004.97	3

配水管

年度	和暦	延長	経過
1966	S 41	1,731.83	51
1967	S 42	155.00	50
1968	S 43	95.00	49
1969	S 44	1,332.09	48
1970	S 45	131.00	47
1971	S 46	159.00	46
1972	S 47	248.00	45
1973	S 48	2,592.94	44
1974	S 49	1,970.15	43
1975	S 50	190.00	42
1976	S 51	770.70	41
1977	S 52	25,124.22	40
1978	S 53	4,269.90	39
1979	S 54	1,716.00	38
1980	S 55	1,582.00	37
1981	S 56		36
1982	S 57	280.00	35
1983	S 58	1,236.00	34
1984	S 59	1,927.00	33
1985	S 60	2,956.13	32
1986	S 61	718.00	31
1987	S 62	158.00	30
1988	H 63	406.50	29
1989	H 1	1,448.10	28
1990	H 2	2,311.89	27
1991	H 3	5,411.78	26
1992	H 4	2,754.69	25
1993	H 5	1,698.92	24
1994	H 6	1,884.49	23
1995	H 7	7,167.20	22
1996	H 8	33,254.78	21
1997	H 9	2,423.50	20
1998	H 10	4,769.03	19
1999	H 11	2,005.41	18
2000	H 12	1,553.03	17
2001	H 13	2,829.06	16
2002	H 14	32,415.31	15
2003	H 15	900.09	14
2004	H 16	599.41	13
2005	H 17	1,010.22	12
2006	H 18	85.00	11
2007	H 19	635.13	10
2008	H 20	468.90	9
2009	H 21	1,145.92	8
2010	H 22	1,685.32	7
2011	H 23	767.72	6
2012	H 24	1,419.73	5
2013	H 25	500.15	4
2014	H 26	882.30	3

配水管

年度	和暦	延長	経過
1966	S 41	2,057.83	51
1967	S 42	155.00	50
1968	S 43	95.00	49
1969	S 44	1,332.09	48
1970	S 45	131.00	47
1971	S 46	159.00	46
1972	S 47	248.00	45
1973	S 48	2,592.94	44
1974	S 49	1,970.15	43
1975	S 50	190.00	42
1976	S 51	770.70	41
1977	S 52	25,124.22	40
1978	S 53	4,269.90	39
1979	S 54	1,716.00	38
1980	S 55	1,582.00	37
1981	S 56		36
1982	S 57	280.00	35
1983	S 58	1,236.00	34
1984	S 59	1,927.00	33
1985	S 60	2,956.13	32
1986	S 61	718.00	31
1987	S 62	158.00	30
1988	H 63	406.50	29
1989	H 1	1,448.10	28
1990	H 2	2,311.89	27
1991	H 3	5,411.78	26
1992	H 4	2,754.69	25
1993	H 5	1,698.92	24
1994	H 6	1,884.49	23
1995	H 7	7,167.20	22
1996	H 8	33,254.78	21
1997	H 9	2,423.50	20
1998	H 10	4,769.03	19
1999	H 11	2,005.41	18
2000	H 12	1,553.03	17
2001	H 13	2,829.06	16
2002	H 14	32,415.31	15
2003	H 15	900.09	14
2004	H 16	599.41	13
2005	H 17	1,010.22	12
2006	H 18	85.00	11
2007	H 19	635.13	10
2008	H 20	468.90	9
2009	H 21	1,145.92	8
2010	H 22	1,685.32	7
2011	H 23	767.72	6
2012	H 24	1,419.73	5
2013	H 25	500.15	4
2014	H 26	882.30	3

合計

和暦	延長	経過	計
S 41	2,057.83		
S 42	155.00	50年以上	2,212.83
S 43	95.00		
S 44	1,332.09		
S 45	131.00		
S 46	159.00		
S 47	248.00		
S 48	2,592.94		
S 49	1,970.15		
S 50	5,587.00		
S 51	4,851.70	50年未満	
S 52	39,667.26	40年以上	62,095.14
S 53	19,806.35		
S 54	1,740.00		
S 55	1,582.00		
S 56	155.00		
S 57	1,397.00		
S 58	1,236.00		
S 59	1,927.00		
S 60	2,956.13		
S 61	718.00	40年未満	
S 62	158.00	30年以上	31,675.48
H 63	406.50		
H 1	1,448.10		
H 2	2,311.89		
H 3	5,469.28		
H 4	4,241.81		
H 5	2,300.99		
H 6	6,101.70		
H 7	8,897.72		
H 8	86,852.21	30年未満	
H 9	3,917.52	20年以上	121,947.72
H 10	23,649.74		
H 11	9,529.89		
H 12	9,150.41		
H 13	11,953.33		
H 14	35,713.68		
H 15	1,182.52		
H 16	599.41		
H 17	1,772.22		
H 18	228.70	20年未満	
H 19	635.13	10年以上	94,415.03
H 20	468.90		
H 21	1,145.92		
H 22	1,685.32		
H 23	767.72		
H 24	1,817.27		
H 25	675.63		
H 26	882.30	10年未満	7,443.06
	319,789.26		319,789.26

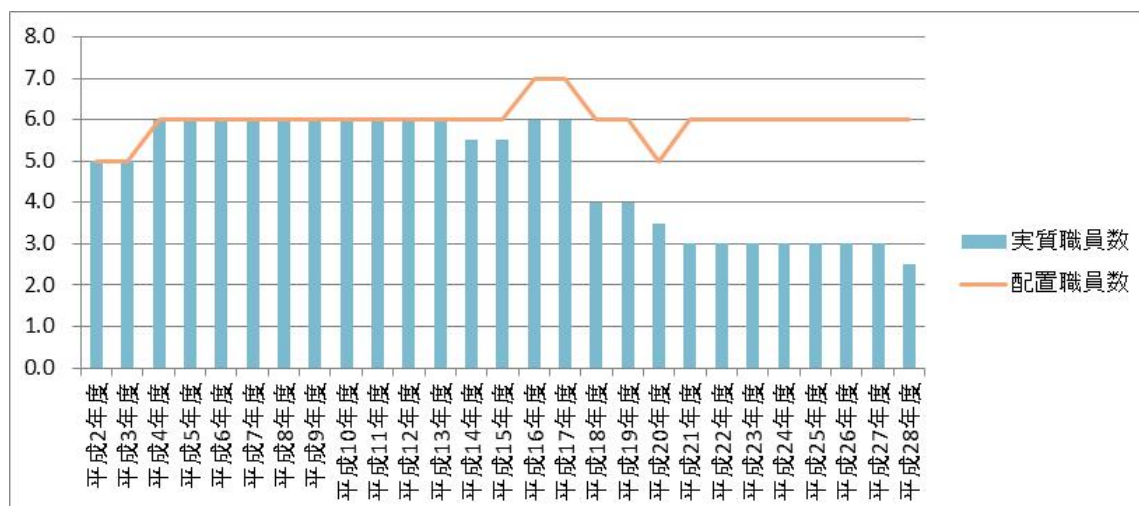
## (5) 組織の見通し

町の行財政改革に基づく職員数の削減や、組織のスリム化の取り組みに伴い、水道事業においても事業の効率化を行う上で、事業運営に必要な施設の管理業務を民間事業者へ委託することにより、職員数の削減を行っています。

水道事業の開始当初は、事務職、技術職合わせて6名体制でしたが、平成14年度を境に下水道業務も所管することで、配置職員数は維持しているものの、実質職員数は3名と半減しています。

このことから、実質職員数の減少による影響は若手技術職員の不足や、職員の専門的知識の低下につながり、職員数のみならず、適正な年齢構成や職員の能力確保の必要性を踏まえ、水道事業を将来にわたって安定して持続させるために、職員数の見直しも含め水道事業に精通した職員の育成と組織力の強化に取り組まなければならないと考えます。

○職員数の推移



#### 4. 経営の基本方針

水道法の目的を踏まえ、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを水道のあるべき姿としていますが、次代に対しても安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、加速する人口減少をはじめ施設の老朽化など、水道を取り巻くさまざまな環境変化に対応していく必要があります。

そのため、「2. 事業概要」及び「3. 将来の事業環境」を踏まえ、体系的かつ総合的な視点に立って、理想的な水道事業の構築に向けた施策の推進を図っていきます。

##### 【持続】

- ・ 経営計画などに基づく安定した事業経営の継続
- ・ 水道事業に精通する職員の適正配置に加え、ベテラン職員から若い世代への技術の継承・人材育成と計画的な人員の確保
- ・ 経営効率を高めるための新たな視点でのコスト縮減、送配水ポンプ等の機械・電気設備のより一層の省エネルギー化の推進

##### 【安全】

- ・ 水源保全のため、北海道水資源の保全に関する条例に基づく、水資源保全地域に登録することにより、水源周辺の土地が適正に利用されることを促進し、水源管理に対する安全性の確保
- ・ 原水水質に応じた必要な水準の浄水処理の実施、施設規模に関わらない水道水の安全性の確保
- ・ 適切な水質検査機関への委託継続、検査結果の確認及び情報公開
- ・ 給水装置に対する認識の向上による事故の減少

##### 【強靱】

- ・ 更新計画を策定し、基幹管路、浄水場、配水池の更新の実施。及び、基幹管路以外の配水管の更新
- ・ 大規模地震の発生による被害を想定し、防災拠点、医療機関、避難所等、重要施設までの導・送・配水管の耐震性確保
- ・ 災害時や緊急時における必要最低限の飲料水や生活用水を供給できる体制の構築
- ・ 相互応援協定などによる、災害時や緊急時の給水体制及び復旧体制の構築継続

## 5. 投資・財政計画

### (1) 投資・財政計画

別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

設備投資に関しては、補償工事を中心に実施するほか、大樹第3地区として配水池及び送水管、ポンプ設備などを営農用水事業により整備し、配水能力の確保を行います。

また、検定満期を向かえるメーター器の更新を計画的に行います。

#### ・ 施設・設備の更新事業等の投資の平準化に関する事項

施設更新事業については、平成28年度、管路及び施設の耐震化に対する計画を策定中であり、その更新計画に基づき水道事業に過大な負担がかからないように、計画していきます。

#### ・ 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）に関する事項

現状の施設・設備においては、給水人口に対し管路長が長距離となっており、そのための施設及び設備は必要最小限で整備しています。

一方水需要の見通しは微増の傾向を想定していますが、効率的な運用に努めることにより、現状の施設で対応していきます。

#### ・ 高濁度対策に関する事項

現在取水している歴舟川の水量に関しては当面考慮する必要はないが、坂下浄水場における浄水方式が緩速ろ過方式であることで、近年の水質変化及び、今までにない台風等の気象の変化を考慮すると、現在の前処理施設と併せて、今まで以上の高濁度な水質の場合でも浄水処理が可能となるように、施設の改修を検討していく必要があります。

#### ・ 広域化に関する事項

施設の統廃合や広域化については、十勝中部広域水道企業団への加入も一案ですが、費用対効果とリスク管理等を踏まえたうえで検討いたします。

#### ・ 防災・安全対策に関する事項

平成28年度、管路及び施設の耐震化に対する計画を策定中であり、その結果に基づき計画的に実施を検討いたします。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ・ 施設更新に関する事項

平成28年度、管路及び施設の耐震化に対する計画を策定中であり、その結果に基づき計画的に実施を検討したうえで、基幹管路及び配水池等の耐震化については、補助対象事業であることから国庫補助金を見込むとともに、将来的な公債費の平準化を図るようしていきます。

#### ・ 料金に関する事項

これまで、施設の適正な維持管理や職員数の削減、業務の見直しなどにより経費の節減に取り組んでいますが、こうした努力だけでは今後の厳しい経営状況を乗り切ること

ができないと判断されるため、今後も経営の点検と、更なる経費の節減に努める一方、適宜、水道料金の見直し作業を行います。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 委託料に関する事項

委託料については、保守点検など経済状況に影響されないものは、従前同様の経費を見込み、施設の維持管理については国から示される労務単価に影響するため、一定程度の上昇を見込んでいます。

- 修繕費・動力費に関する事項

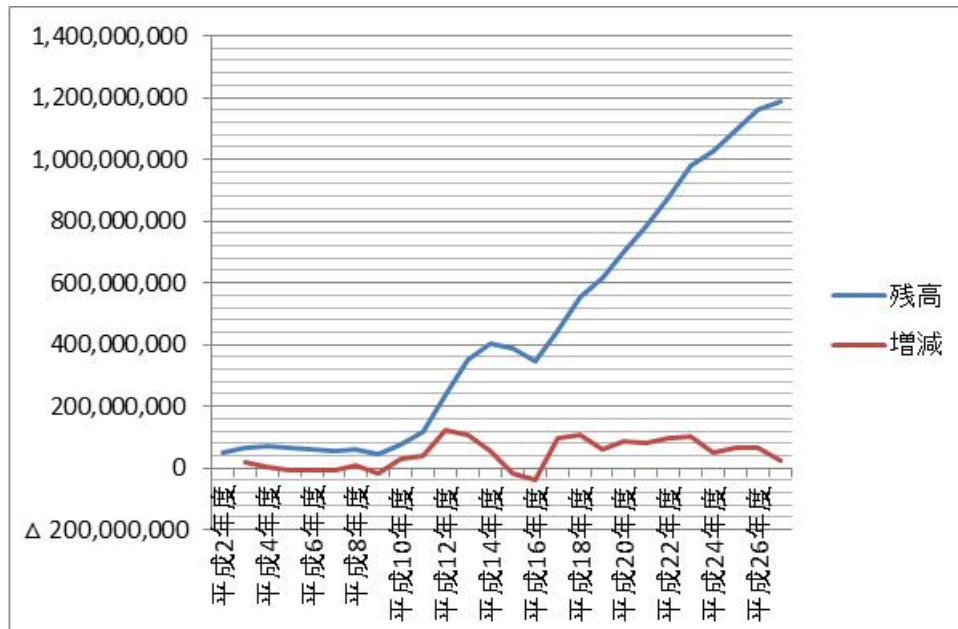
修繕費や動力費については、労務単価や電気料金等の上昇など今後の経済状況に大きく影響されることを考慮し、毎年一定程度の上昇を見込んでいます。また、重要施設については、毎年保守点検を実施し、必要に応じて計画的に修繕することとします。

### ④ その他収支計画についての説明

- 損益勘定留保資金について

損益勘定留保資金については、資本的収支に係る不足額を補うもので、平成28年3月末では約11億円となっており、約127億円相当の有形固定資産に対する今後の更新費用を考慮すると、投資経費の平準化を踏まえながら適切な収益を見込み、留保資金を確保することが必要です。

○損益勘定留保資金の推移



### (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 投資について検討状況等

- ・ 投資の平準化に関する事項

計装装置を含む設備について、耐用年数と部品調達の可否により、長寿命化を図りながら計画的に更新を行っていますが、今後は施設及び管路の計画的更新が見込まれるため、国に財源措置の要望を行いながら平準化に努めるように行っています。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

- ・ 水道料金の見直しに関する事項

今後も経費節減に努めるとともに、水道料金の徴収率向上対策を講じることはもちろんのこと、水道料金の見直し検討も含め、収支状況を適切に把握しながら、安定経営に努めていくことを目標とします。

水道料金の見直し作業にあっては、今後の少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加を要因とする水需要の減少や、農業の家族経営から法人経営への移行による、ニーズの変化に対応しうるよう、料金体系の抜本の見直しも視野に入れるほか、使用用途区分間における料金の平準化を含めて、検討を進める必要があると考えています。

また、水道料金の見直しにあっては、住民負担が過大にならないよう考慮するとともに、水道事業の収支が均衡となるよう、この計画期間内に一度若しくは二度に分けた料金改定を行う必要があると考えます。

- ・ その他の取組

建設改良にあっては、国の補助事業活用や、交付税措置の有利な起債発行を探るなど、適切な財源確保を検討してまいります。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

- ・ 職員給与費に関する事項

計画期間中に、技術の継承、後継者育成のために技術職員の配置を見込んでいますが、業務内容の変化に応じて、適正配置を行ったうえで、増減を検討してまいります。

また、水道事業に精通する職員が適切に配置されることを検討してまいります。

- ・ 動力費に関する事項

動力については、常に削減をすることを基本とし、電力自由化やデマンド管理なども活用し、最大日使用電力量の低減も含め、節減を検討してまいります。

- ・ 薬品費に関する事項

従来から入札による単価契約の実施により経費削減に取り組んでいますが、包括的民間委託などにより、更なる削減が可能かどうか検討してまいります

- ・ 修繕費に関する事項

修繕計画に基づき修繕工事を行えるよう、財源確保に努めます。

- ・ 委託費に関する事項

浄水場施設運転管理の業務委託は継続させるとともに、水道料金の検針業務、徴収業務、窓口対応などを含め、包括的な民間委託といった官民連携の導入を検討していきます。

- ・ 民間活力の活用に関する事項  
包括的な民間委託の検討を見据え、業務を監督・指導する職員の知識や、技術力の維持・向上を図れる職員が、適切に配置されることを検討してまいります。
- ・ その他の取組  
双方向タイプの自動検針システムの導入検討により、漏水・逆流の早期発見、検針情報の管理を行い、委託料等の削減を目指したいと考えます。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- ・ 毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うと共に、その状況により見直し（ローリング）を行うことで、PDCAサイクルを効果的に行い、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。





投資・財政計画  
(収支計画)

(消費税込)

区分	年度	(単位:千円)															
		前々年度 平成26年度 (決算)	前年度 平成27年度 (決算見込)	本年度 平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度			
資本的収入	1. 企業標準化債				5,600												
	うち資本費平準化債																
	2. 他会計出資金																
	3. 他会計補助金																
	4. 他会計負担金																
	5. 他会計借入金																
	6. 国(都道府県)補助金			50,000													
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工事負担金	5,435	5,490	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556
9. その他	7,890	54,665	59,965	55,506	38,775	39,772	41,491	50,950	41,590	41,254	40,738	37,620	33,850				
計 (A)	13,325	60,155	65,521	66,662	44,331	95,328	47,047	56,506	47,146	46,810	40,738	37,620	33,850				
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																	
計 (B)																	
計 (C)	13,325	60,155	65,521	66,662	44,331	95,328	47,047	56,506	47,146	46,810	40,738	37,620	33,850				
1. 建設改良費	67,075	133,633	246,976	215,285	234,011	335,784	216,806	187,833	151,135	22,077	16,099	16,121	40,743				
うち職員給与費	8,054	8,196	9,560	13,034	13,056	13,078	13,100	13,122	13,144	13,166	13,188	13,210	13,232				
2. 企業償還金	90,324	92,424	94,600	89,620	91,770	93,977	96,937	99,268	100,849	100,531	99,859	93,991	86,827				
3. 他会計長期借入返還金																	
4. 他会計への支出金																	
5. その他	18,177	39,844	38,780	38,327	19,394	15,986	11,679	16,295	8,397	31,111	17,411	19,394	15,990				
計 (D)	175,576	265,901	380,356	343,232	345,175	445,747	325,422	303,396	260,381	153,719	133,369	129,506	143,560				
(D)-(C)	162,251	205,746	314,835	276,570	300,844	350,419	278,375	246,890	213,235	106,909	92,631	91,886	109,710				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額																	
1. 損益勘定留保資金	162,251	205,746	314,835	276,570	300,844	350,419	278,375	246,890	213,235	106,909	92,631	91,886	109,710				
2. 利益剰余金処分額																	
3. 繰越工事資金																	
4. その他																	
計 (E)	162,251	205,746	314,835	276,570	300,844	350,419	278,375	246,890	213,235	106,909	92,631	91,886	109,710				
補填財源																	
1. 繰越工事資金																	
2. 繰越工事資金																	
3. 繰越工事資金																	
4. その他																	
計 (F)	162,251	205,746	314,835	276,570	300,844	350,419	278,375	246,890	213,235	106,909	92,631	91,886	109,710				
補填財源不足額 (E)-(F)																	
他会計借入金残高 (G)																	
企業債残高 (H)	1,379,814	1,287,390	1,192,811	1,103,192	1,011,423	917,446	821,202	722,630	622,479	522,647	423,490	330,203	237,851				

○他会計繰入金

区分	年度	(単位:千円)														
		前々年度 平成26年度 (決算)	前年度 平成27年度 (決算見込)	本年度 平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度		
収益的収支分		106,574	107,535	87,401	72,046	112,188	113,812	89,689	89,082	87,114	101,982	72,948	56,838			
うち基準内繰入金		106,574	107,535	87,401	72,046	112,188	113,812	89,689	89,082	87,114	101,982	72,948	56,838			
うち基準外繰入金																
資本的収支分			35,950	36,865	37,806	38,775	39,772	41,491	42,550	41,590	40,738	37,620	33,850			
うち基準内繰入金			35,950	36,865	37,806	38,775	39,772	41,491	42,550	41,590	40,738	37,620	33,850			
うち基準外繰入金																
合計		106,574	143,485	124,266	109,852	150,963	153,584	131,180	131,632	128,704	142,720	110,568	90,688			